第２回　地域の就労支援の在り方に関する研究会
（議事次第）

日時：平成２３年１２月２７日（火）
１０：００～１２：００
場所：中央合同庁舎第５号館
専用１４会議室（１２Ｆ）

１．就労支援機関からのヒアリング

・全国社会就労センター協議会会長　近藤 正臣 氏
・NPO 法人全国就業支援ネットワーク代表理事　崎濱 秀政 氏
・広島県発達障害者支援センター長　西村 浩二 氏
・東京都立青峰学園進路指導・生活指導担当主幹教諭　原 智彦 氏
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業リハビリテーション部指導課長　望月 春樹 氏

２．平成 24 年度障害者雇用対策関係予算案について

【配付資料】
資料１－１：就労支援機関等に対するヒアリングについて（案）
資料１－２：近藤 正臣 氏 提出資料
資料１－３：崎濱 秀政 氏 提出資料
資料１－４：西村 浩二 氏 提出資料
資料１－５：原　智 彦 氏 提出資料
資料１－６：望月 春樹 氏 提出資料

資料２－１：障害者に対する就労支援の推進
～平成 24 年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～
資料２－２：平成 24 年度障害保健福祉部予算案の概要

参考資料：就労支援機関に関するデータ

資料１－１

就労支援機関等に対するヒアリングについて（案）

《就労支援機関及び企業に対するヒアリング》

○　以下の就労支援機関及び企業に対して行う。説明時間は 10 分程度、その後質疑と意見交換を行う。

①　ハローワーク
②　障害者就業・生活支援センター
③　地域障害者職業センター
④　第１号ジョブコーチ認定法人
⑤　就労移行支援事業者
⑥　発達障害者支援センター
⑦　特別支援学校
⑧　企業（３社程度）

〔ヒアリング項目〕

○　就労支援機関に対するヒアリング項目は以下のとおり。

《発表者に係る地域の就労支援機関の実情・課題等に関するヒアリング項目》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなにか。
・貴機関の課題はなにか。
・他の就労支援機関の課題はなにか。
・その他の課題はなにか。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はあるか。あるとすればどういった課題か。

②-1　①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられるが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築しているか。

②-2　地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなにか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなにか。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見を伺うためのヒアリング項目》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えるか。

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えるか。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はあるか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めるか。

○　企業に対するヒアリング項目は以下のとおり。

①-1　企業が障害者を雇用するに当たっての課題はなにか。また、外部からどういった支援が必要か（財政的支援を除く）。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はあるか。あるとすればどんな課題があり、外部からどういった支援が必要か（財政的支援を除く）。

②-1　企業が障害者を継続して雇用するに当たっての課題はなにか。また、外部からどういった支援が必要か（財政的支援を除く）。

②-2　②-1 のほか、障害特性に応じた課題はあるか。あるとすればどんな課題があり、外部からどういった支援が必要か（財政的支援を除く）。

③　①及び②の支援のほか、（助成金などの）財政的支援が必要か。また、どういった支援が必要か。

④　就労支援機関が連携・ネットワークを構築するに当たって、企業が協力できる役割はなにか。

《障害者団体に対するヒアリング》

○　複数の障害者団体に対して、時間の範囲内で行う。

〔ヒアリング項目〕

①　企業で就労するに当たっての課題

②　就労支援機関に対する要望等

地域の就労支援の在り方に関する研究会の今後の進め方について（案）

第２回（平成 23 年 12 月）

〇就労支援機関からのヒアリング①（就労移行支援事業者、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、特別支援学校、地域障害者職業センター）

〇平成 23 年度政府予算案についての説明

第３回（平成 24 年 1 月）

〇就労支援機関からのヒアリング②（ハローワーク、第１号ジョブコーチ認定法人）

〇企業関係者からのヒアリング（３社）

〇全体を通しての意見交換

第４回（平成 24 年 2 月）

〇複数の障害者団体からのヒアリング

〇全体を通しての意見交換

第５回（平成 24 年 3 月）　これまでの論点整理①

第６回（平成 24 年 4 月）　これまでの論点整理②

第７回（平成 24 年 5 月）　これまでの論点整理③

第８回（平成 24 年 6 月）　研究会の取りまとめ①

第９回（平成 24 年 7 月）　研究会の取りまとめ②

資料１－２

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名　　全国社会就労センター協議会（就労移行支援事業者として）

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

1. スタッフの多くが、企業理念を十分に理解する機会に乏しいため、企業への支援という発想に基づく具体的行動がとりにくい。
2. 定着支援対象者の増加に伴い、新規雇用の開拓、支援の時間がとりにくくなる。
   また、障害者が企業で働き続けるためのキャリアアップ支援や、生活支援が不十分である。
3. 効果的な支援のため、権威ある機関による適切で客観的な評価（アセスメント）が必要。
4. 就労移行支援事業所における就労支援の具体的なノウハウや、就職の実績などに大きな差がある。障害保健福祉圏域ごとの計画的な箇所数の設置と、効果的な運営のための施策が必要。
5. 就労移行すると報酬算定されなくなる仕組みのため、早期に就労移行すればするほど施設運営が厳しくなる。
6. 原則、就労移行支援事業を経過しなければ就労継続支援Ｂ型事業が利用できない仕組みになっているため、一般就労を希望していない障害者が就労移行支援事業を利用している例が多い。
7. 労働行政と厚生行政の連携・強化が不十分である。

（他の就労支援機関の課題）

1. 障害者就業・生活支援センターの範囲が広域のため、職場定着支援・生活支援の機能が十分果たされていない。
2. 様々な就労支援機関の連携における「役割分担」について、連携機関の抱える課題を全員で解決していくという姿勢が不十分である。

（上記以外の課題）
1. 障害者の就労促進のためには、自治体における福祉担当部局の支援が重要。
2. 地域自立支援協議会の活性化を図り、障害者の就労を含めた自立のための支援の充実が必要。
3. 特別支援学校在学中からの就職に向けての取り組みの必要性。
4. 就職に効果の高い「企業実習」の協力企業に対し、インセンティブがはたらく支援策の充実。

①-2 ①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

（精神障害者、発達障害者の支援について）
1. 精神障害、発達障害に関する支援者の専門性を向上させる機会等の充実。
2. 発達障害者への支援は、医療分野や教育分野との連携が不可欠。
3. 精神障害、発達障害の場合、勤務時間帯や週の所定労働時間の柔軟さが必要であることなど、精神障害、発達障害に関する雇用側への正しい理解促進策の充実。

②-1 ①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

全国団体であるため個別事例はあげないが、
1. いずれのネットワークにおいても、自治体によるバックアップ、コスト面での配慮が必要である。
2. 関係者（相談支援事業者、就労移行支援事業者、就業・生活支援センター、ハローワーク、職業センター、労働局、医療関係者、教育関係者、福祉行政関係者、企業関係者等）による、多様な組合せによる連携・ネットワークの構築。

②-2 地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなんですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなんですか。

（連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点）
1. 障害者の幸せのための視点で、ネットワーク自体の目指すべき目的を明確にし、共鳴したもの同士からの連携からスタート、次第に広げて行く。
2. 自治体やハローワーク等の担当者の異動により、せっかく構築した連携が振り出しに戻ることがしばしばある。
3. 就労支援機関ごとの就労支援の取り組みに対する意気込みやスキルの差が大きいことにより、連携・ネットワークの効果が生まれにくい。

（連携・ネットワークの維持・強化のための課題（阻害要因））
　就労支援の取り組みに対する意気込みやスキルの差が大きく、維持・強化のためには核になってすすめていくところが必要である。
　核となるところが十分に機能するには、人的なコストも含め大きなコストがかかり、それに対する配慮が必要である。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

1.　自治体が積極的に効果的な連携・ネットワークづくりのグランドデザインを描く。
2.　障害者就労アドバイザー事業をさらに進め、全体をリードして行く役割を担ってもらう。
3.　企業関係者の参加は重要かつ不可欠。
4.　就労支援機関の質の向上策と、適切な評価軸の設定。
5.　②-2 の「課題」（核になってすすめていくところへのバックアップ）

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

1.　連携する機関を支援して行こうとする積極的な評価と、インセンティブの創設が必要。
2.　積極的な評価のため、専門職連携教育（IPE）等、支援者の研修体制の充実。
3.　一機関や一企業が抱える課題を全体で解決するための定期的な意見交換の場を持つことにより、機関の質の向上や企業の意識の変革が期待される。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

1.　社内の受け入れ態勢の整備について、権威ある担当者の配置とともに、障害者の理解を深めるため、特に現場の社員教育を繰り返し実施されたい。
2.　同じ企業仲間への情報発信や、障害者雇用に際しての共同選考や共同実習などにより、企業同士がお互いの状況を「現場レベル」で知り合う関係を持っていただきたい。
3.　企業の創業理念や本業を通じての社会貢献の思いを、働く障害者や支援関係者に伝えていただく。

以上、ご協力ありがとうございました。

「働く・くらす」を支える
就労支援施策のめざす方向
（基本論）

総合福祉法（仮称）における事業体系等と課題【提案】

〔抜粋〕

平成23年2月25日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会（セルプ協）

Ⅳ　総合福祉法（仮称）における「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向

1．就労支援の場・活動支援の場等の体系　（1）体系図

すべて国の責任の下での給付（義務的経費）

福祉財源を基本（運営費補助）

労働財源の一部活用

社会就労センター（セルプ）

総合福祉法

労働施策、労働法規

一般雇用

一般雇用・自営

①雇用訓練・定着支援事業

※現行の就労移行事業と障害者就業・生活支援センターの機能を統合又は連携の下での充実
＊作業訓練などは企業や社会就労センターなどに実習委託
＊ジョブコーチの配置
＊定着に向けてのアフターフォロー支援機能も障害者就業・生活支援センターが中核となりその機能を担う。
＊報酬の定員払い

圏域ごとの計画的な箇所数設置

社会支援雇用（保護雇用）の場

仕事の確保策（官公需、民需等）の制度化

賃金補填の制度化

②障害のある人の「働く場」雇用型

※最低賃金以上の賃金の確保
※労働法規全面適用
※雇用契約締結

③障害のある人の「働く場」支援雇用型

※最低賃金の一定水準の確保
※さらに賃金補填等により最低賃金水準の確保
※労働安全衛生法、労災保険、健康保険の適用

賃金補填を含めて最低賃金の保障

作業・活動支援の場

④障害のある人の「作業中心の場」作業支援事業

※作業活動が中心の場
※非雇用（労働法規適応外）
※社会貢献、社会参加、生きがい、やりがいや働く喜びを重視した適正な工賃支給

⑤障害のある人の「活動中心の場」活動支援事業

※障害者の毎日の生活・活動を保障し支えるための支援等を提供

・文化・創作的活動機能
・機能訓練機能・生活訓練機能
・その他必要な機能

※①～⑤の番号は説明の便宜上付与

年金・住宅手当等による所得保障（生活保護水準以上）

双方向性を確保し、柔軟な利用を可能とする

Ⅳ　総合福祉法（仮称）における「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向

1．就労支援の場・活動支援の場等の体系　（2）各事業の内容（その1）

	① 雇用訓練・ 定着支援事業	社会支援雇用の場		作業・活動支援の場	
		② 雇用型	③ 支援雇用型	④ 作業支援事業	⑤ 活動支援事業
目的	一般雇用に向けた「訓練」と、一般雇用での定着に向けたアフターフォロー（現行の就労移行支援事業と障害者就業・生活支援センターの機能を統合ないしは連携・充実）	労働者として働くことを希望する障害者の「働く」場（現行の就労継続支援A型事業のイメージ）	労働者として働くことを希望する障害者の「働く」場	社会貢献、社会参加、生きがい、やりがいなど、働く喜びを重視した「作業」への参加支援が中心	毎日の生活や「活動」の支援、保障（文化・創作的活動、機能訓練・生活訓練他）が中心
対象者像	一般就労をめざす障害者	■ 労働者として働くことを希望 ■ 必要な公的支援のもと、一般就労と同等の役割・責任を果たせる障害者	■ 労働者として働くことを希望 ■ 必要な公的支援のもと、一定の役割・責任をもち働くことが可能な障害者	■ 労働者として働くことを希望しない ■ 働く喜びを重視した作業への参加を希望する障害者	■ 労働者として働くことを希望しない ■ 毎日の生活・活動の支援、保障を希望する障害者
労働者性	なし	あり	あり（一定）	なし	なし
契約形態	利用契約	雇用契約	（社会支援）雇用契約	利用契約	利用契約
利用者負担	なし	なし	なし	なし	あり（本人の所得に基づく、低所得者に配慮した応能負担）

Ⅳ　総合福祉法（仮称）における「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向

1．就労支援の場・活動支援の場等の体系　（2）各事業の内容（その2）

	① 雇用訓練・ 定着支援事業	社会支援雇用の場		作業・活動支援の場	
		② 雇用型	③ 支援雇用型	④ 作業支援事業	⑤ 活動支援事業
工賃・賃金	工賃支払いなし（分配金あり）	最賃減額特例にあたる部分の賃金補填などにより最低賃金以上の賃金を確保	一定基準の賃金支払いの上で、賃金補填等により最低賃金水準の確保をめざす	適正な工賃支払い	工賃支払いなし（分配金あり）
根拠法	総合福祉法	総合福祉法	総合福祉法	総合福祉法	総合福祉法
労働法規の適用	なし	全面適用	一部適用（労災保険、労働安全衛生法、健康保険）	なし	なし
財源	福祉財源を基本、労働財源の一部活用	福祉財源を基本、労働財源の一部活用	福祉財源を基本、労働財源の一部活用	福祉財源	福祉財源
必要な支援策	■ 圏域ごとの計画的な箇所数設置 ■ 人的支援（ジョブコーチの配置や運営費補助＝定員払い） ■ 年金、住宅手当等による所得保障	■ 仕事の確保策（官公需・民需等）の制度化 ■ 賃金補填の制度化 ■ 人的支援（運営費補助） ■ 年金、住宅手当等による所得保障	■ 仕事の確保策（官公需・民需等）の制度化 ■ 賃金補填の制度化 ■ 人的支援（運営費補助） ■ 年金、住宅手当等による所得保障	■ 仕事の確保策（官公需・民需等）の制度化 ■ 人的支援（運営費補助） ■ 年金、住宅手当等による所得保障	■ 人的支援（運営費補助） ■ 年金、住宅手当等による所得保障

資料１－３

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名　障害者就業・生活支援センター　ティーダ＆チムチム

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

当該地域では働ける人材が減少しており、就労移行支援事業所との連携が必須になっている。又福祉施設や医療機関、特別支援学校の中での企業の中で「働くこと」を意識した訓練を強化する必要もあるが、一方で教える側の課題も大きい。

面接や定着支援においては、ハローワークとの連携が行なわれているものの、雇用率未達成事業所へのアプローチは連携が無い。（以前は同行していた）。

（他の就労支援機関の課題）

８箇所の就労移行支援事業所が存在しているが「企業で働くこと」を育てるという意識が充分ではなく、安心して連携できる事業所は少ない。

ほとんどの事業所がこれまでの経験のある知的障害者や身体障害者の受け入れは行うが、精神障害者の受入は厳しいとしている傾向にある。

自立支援協議会の就労部会等でサービス管理責任者研修等を行なうが、そのカリキュラムの見直しやサビ管の指定要件の見直しが必要ではないかと考えている。

（上記以外の課題）

現在の配置職員では、新規支援や定着支援を決め細かくできる状況ではない。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

精神障害者：短時間労働者（雇用率へ換算されない）

②-1　①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

インテーク面接は、相談支援事業や医療機関と連携、他の就労支援機関との求人情報の共有や人材とのマッチングの調整を行っている。
職場実習から定着支援においては、企業の負担や混乱をさけるために支援機関を統一（主になかぽつ）が行なっている。就労移行支援事業所からスムーズな支援の移行を調整している。
また、月１回、相談支援事業所とハローワークで定例会の開催している。

②-2　地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなんですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなんですか。

（連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点）

福祉側との「就労支援」の考え方の相違を感じている。

〇生活支援と就労支援が一体的であるべきとはするものの、「生活支援」に偏っている傾向にある。

（連携・ネットワークの維持・強化のための課題（阻害要因））

特になし

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

社会資源としての機関や支援者のつながりも大事であるが、支援対象者に合わせた機能的で有効的に連携するミクロネットワークが大切である。マクロネットワークはコーディネーターの役割が重要である。

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

ネットワークが広がる事でおきる弊害もあり、情報の共有を密にしなければ企業の負担感につながる。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

障害者本人と教育、福祉関係の支援者に対して、「企業で働く為に必要な社会性やスキル、心得」などのフィードバックをお願いしたい。

以上、ご協力ありがとうございました。

参考資料①（沖縄北部地域）
地域就労支援ネットワーク概念図

労働
福祉

学校
卒業者

相談

障害者就業・生活支援センター

再チャレンジ支援、
基礎準備訓練
複数の職場実習体験の結果、
再訓練、就労レベルの評価

求職登録
トライアル
雇用

企業支援
雇用管理等
に協力

アセスメント・準備訓練・職場実習・求職活動・定着支援

在宅者

生活支援の有無に関する調整・連携

就業生活支援
にかかるケアマネジメント
個別ニーズ合わせた就労支援

実習先企業の情報共有

定着支援の連携

福祉事業所
利用者

相談

相談支援事業所

生活支援・就労支援
にかかるケアマネジメント
個別のニーズに合わせた
サービス提供事業所
との連携・調整

個別支援計画

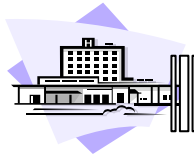

医療機関
利用者

相談

就労移行支援事業所

アセスメント・準備訓練・職場実習・求職活動・定着支援

生活支援事業所

生活にかかる個別支援

参考資料②（沖縄北部地域）
学齢期からの就労移行の場合

教育　労働　福祉

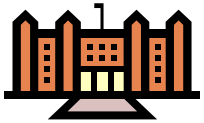

特別支援学校
特別支援学級

個別移行支援計画

ハローワーク

求職登録

調整
紹介

就労訓練サービス
○職業能力開発校
障害者委託訓練

トライアル雇用

一般就労

地域職業センター

職業評価

JC支援

連携

在学中に
支援登録

障害者就業
生活支援センター

準備訓練
職場実習

集中支援

一般就労
フォローアップ

相談

利用申請

連携

移行

児童福祉サービス

市町村

地域相談
支援事業所

調整

就労支援サービス

就労移行支援事業

就労継続支援事業

移行

参考資料③（沖縄北部地域）
利用者から見える関係機関の機能と役割は

□どこの機関が入り口でも利用者の必要な相談機関につなぐしくみ
□利用者個別の必要な支援に応じたチーム編成を可能するしくみ
□利用者に対して相談支援者の役割理解ができるしくみ
□機関相互の役割を明確にする

教育⇒教育コーディネーター、進路担当者
福祉⇒相談専門員、サービス管理責任者
障害者就業生活支援センター⇒就労支援ワーカー、生活支援ワーカー
職業センター⇒職業カウンセラー、ジョブコーチ
ハローワーク⇒特別援助部門担当者

崎濱 秀政氏 追加提出資料

１．就業・生活支援センターの誕生；年表

1980(昭 55)年 民間における労働施策（職業訓練）の展開	労働・厚生施策の双方の利点を活かす方策として **当ネットワークの起点**	厚生省の補助金で運営されていた視覚障害者の電話交換手・プログラマ養成事業などを労働行政に移管し、社会福祉法人等が「能力開発施設」を設置できるよう「身体障害者等能力開発助成金制度」を創設
1983(昭 58)年 授産施設と企業との連携		授産施設と企業との連携による「重度障害者等特別能力開発助成金制度」の創設
国連・障害者の十年（1983～1992）	質的なインパクト	障害者の権利擁護機運 関係者のネットワーク確立の機運
1990 年初頭から ＊「職氷河期」と障害者の就労の危機 ＊「障害者の情報処理教育と就労を考える」びわ湖会議協議会 ＊就労支援ネットワークの形成機運	「職氷河期」と障害者の就労の危機（解雇・就労できない障害者） 株価や地価の暴落が始まり、「バブル崩壊」と呼ばれる様相を呈した。1991年2月を境に安定成長期が終焉し、バブル期の大規模な投資によって生じた「3つの過剰」（設備、雇用、債務）が企業業績の大きな足かせとなり、特に過剰な雇用による人件費の圧縮や新規採用を抑制するなど、障害者雇用に多大の影響を及ぼし、 一方、日本IBM・東京コロニー・大阪市職リハが中核となって、「障害者の情報処理教育と就労を考える」びわ湖会議を立ち上げ、身体障害者関連施設のネットワークを形成 また、企業就労していた知的障害者等が解雇等により失職することが多くなり、育成会関係者や地方自治体、先進的な通勤寮において、就業(労働)と生活部面(福祉)の一体的支援や雇用後の継続的支援を当事者の身近な地域でネットワークづくりの必要性が指摘され、神奈川県・大阪市などの自治体の単独事業としてネットワーク事業が立ち上がる。	
1993(平成5)年3月 「国連・障害者の十年」国内施策として	○「重度障害者雇用促進プロジェクト事業」(1993) ○「地域障害者雇用推進モデル事業」(1993) 地域(市町村)レベルの就業と生活の一体的支	「障害者対策に関する新長期計画」で、障害者の職業的自立のための施策について、雇用・福祉・教育を中心に関係省庁の緊密な連携の必要性を指摘。 労働省は、同年4月に「障害者雇用対策基本方針」(運営期間:1993～1997年度)を策定。地域レベルの地方公共団体・民間部門が連携し、住宅・交通手段などの

	援の重要性 ○「知的障害者の職業的自立啓発事業」(1994)（育成会委託）	生活部面を含め、障害者の職業生活に関する社会環境の総合的整備の重要性や援助措置の充実をあげる。
1994(平成5) 障害者雇用促進法改正	都道府県知事が公益法人・財団法人を指定し、障害者雇用支援センター設置できる	市町村レベルで福祉部門と雇用部門が連携を図り、職業準備訓練と職場実習、就職後の定着を目ざしてのフォロー等、一貫した職業リハビリテーションを実施できるようになった。活動区域は、人口規模30万人以上の障害保健福祉圏域程度を想定。授産施設や小規模作業所の利用者や在宅で一般就労を目ざす知的障害者等を対象とした。
1995(平成7)年12月	「障害者プラン」策定	「障害者対策に関する新長期計画」(1993～2002年度)を具体化するための重点施策実施計画。教育・福祉・雇用等各分野の連携を通じた一層の社会参加の実現を唱える。
1997(平成9)年 雇用促進法の改正により「あっせん型雇用支援センター」が設置	1998年度から雇用支援センターの指定要件を公益法人・財団法人から社会福祉法人に拡大	併設施設や提携施設で「基礎訓練」を実施する、「あっせん型雇用支援センター」の設置が可能になり、就業支援と生活支援が一体的に提供できるようになった。1998（平10）年10月には9か所でスタートしたが，平成13年度には21地域の併設施設（通勤寮14か所，知的障害者適所授産施設2か所，精神障害者生活支援センター2か所，知的障害者入所更生施設1か所，知的障害者入所授産施設1か所，障害者職業能力開発施設1か所）となる。
1999(平成11)年3月	労働省「地域障害者雇用支援ネットワークに関する研究会」を設置し報告書「地域障害者支援ネットワークの形成」において、を出版に関する研究会	知的障害者や精神障害者について、地域的なネットワークと広域的なネットワークの創設等、地域レベルにおける就労支援の多様な方策と、各分野の関係機関の連携によるネットワークづくり等について提言された。 「障害者就業・生活支援拠点づくり」の

	報告書」（1999．5.）	試行的事業が全国18ヵ所の「あっせん型障害者雇用支援センター」で実施され、労働省(日本障害者雇用促進協会)から就業支援の担当職員、厚生省から生活支援ワーカーを配置し、通勤寮などの宿泊施設に養護学校在校生を短期間受け入れる「体験入寮制度」や地域の就労支援ネットワークを構成する「運営協議会」を設置し運営した。日本障害者雇用促進協会からの助成金と厚生省からの補助金をもって運営された。生活支援と就業支援の一体的支援、福祉的就労と企業雇用の連続性、地域に根ざした支援活動、さらには関係機関や施設間の緊密な連携は「障害者に対する在宅就労支援事業」「障害者緊急雇用安定プロジェクト」の実施によって一層効果を示した。
2001(平成13)年1月	厚生労働省の誕生	
2002年5月7日 「障害者就業・生活支援センター」	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	拡大ケース会議 就業面と生活面の一体的な支援の提供に際しては各サービス提供機関の実務担当者による連絡・調整を行うこと 運営協議会 サービス提供機関の代表者らによって構成され、雇用、保健、福祉、教育の関係機関が参集して、支援センター業務の進捗状況の報告や意見交換を行いながら、障害者の就業面と生活面についての課題を協議 関係機関の組織化とケアマネジメント機能を発揮する、地域生活支援システム構築のための車の両輪

以上が、労働行政に民間がコミットした流れで、「能力開発施設」「障害者就業・生活支援センター」設置のいきさつです。何もないところから、ただネットワーク構築という思いから、同志的な結びつきだけで行政や行政組織の門戸を開けてきた歴史だといえます。

就業・生活支援センターが設置されたころは、

1)通勤寮への高い評価の反面、職員の労働過重があったこと

2)多数の解雇者・失業者・無業者があったこと

3)労働省における新たな機運が生まれたこと。(障害者雇用施策を厚生労働省誕生の象徴とする、という意思；依田さん・村木さん・坂本さん)

4)「地域のネットワーク」構築という機運

がありました。

参考文献

1) 依田晶男「障害者雇用をめぐる新たな動き」
①厚生省と労働省の統合メリットを生かす
②新たなパートナーとの連携
③障害者雇用支援施策の全体像
④雇用を支える支援ネットワークの構築に向けて
⑤厚生省と労働省の連携事業がスタート
⑥雇用側が期待する 21 世紀の福祉施設像
『厚生福祉』，時事通信，1999.5.22～8.28.

2) 依田晶男「障害者雇用と福祉の新世紀
①トライアル雇用で始まる新たな挑戦
②福祉施設が奉加した企業就労の揚づくり
『厚生福祉』，時事通信，2001.8.11～8.29

3)日本障害者雇用促進協会「地域障害者雇用支援ネットワークの形成」日本障害者雇用促進協会、1999､5、

4) 関　宏之「あっせん型障害者雇用支援センター」と「就業・生活総合支援事業」，日本リハビリテーション連携科学会合報・連携通信第 4 号 Pp. 4～6，2000.8.20,

5) 関　宏之「福祉現場からの期待」－特集「厚生労働省への期待」，季刊職リハネットワーク・48，Pp. 23～26，日本障害者雇用促進協会，障害者職業総合センター，2001.3

6)渡辺　明広「地域（市町村）レベルにおける就業と生活の一体的支援―北九州市就業・生活支援センターの支援の実際―」静岡大学教育学部研究報告、第 55 号（2005.3.）,209～226. 静岡大学.

7)全国就業支援ネットワーク「巻頭言　就任の挨拶」ニュースレター第２号　2006.9.

（全国就業支援ネットワーク）

□

資料１－４

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名　広島県発達障害者支援センター

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

当センターが県内全域を支援対象にしているため、地域の情報が十分に得られないことも少なくないため、地域の窓口へアポイントをとって、ケース紹介や協力関係が結べるかどうかをアセスメントすることが必要。しかし、それらの時間を十分に確保することが困難な場合が多い。

（他の就労支援機関の課題）

- 発達障害に特化した支援機関や発達障害に精通した支援者が限られている。
- 特別支援学校との情報共有が進まない。学校でも就職実績が問われることもあり、ケースによっては無理な斡旋や支援・配慮に必要な情報を提供されないことがある。
- 福祉施設等でも積極的に就労に結び付けようとする動きも少なく、実績が上がっていない事業所もある。
- 障害者就業・生活支援センターやジョブコーチ等に支援を依頼したいケースにおいても、機関の実情等によっては対応が困難とされるケースがある（ジョブコーチ等を配置しても、非常勤や他の業務との兼務のため、すぐに動けない⇒安定的な立場の人材がいない）。

（上記以外の課題）

当センターの所在地は人口規模が１８万人余りの地域であるため、本来は核となる就労支援に特化した事業所が１ヶ所程度あれば十分と思われるが、多機能型の事業所が多く、利用者が分散されていることや実績が思わしくないところも多い。それぞれの事業所が役割を明確にしていくためにも、自立支援協議会が機能することが期待されているが、そのような状態になっていない。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

・ 発達障害の場合、手帳を取得しているケースとそうでないケース、障害者雇用枠と一般枠、障害開示と非開示というように様々な対象者が訪れてくることで、支援の際の就労形態について整理することが重要である。
・ 既存の就労支援サービスになじめない方への支援方策。
・ 福祉や労働施策で対応していくのか、それともメンタルヘルスとしての対応で考えるのかの見極め（就労支援の対象者の範囲）が不透明（高年収の発達障害者の復職支援に非常勤のジョブコーチが対応できるのかといった問題など）。

②-1　①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

当センターが県内全域を対象としているため、対象者を継続的に支援していくことは難しく、それぞれの地域の支援機関にケースを引き継いでいくことが前提になる。その際、発達障害への支援に関心があり、支援の方向性が共有しやすい機関を探していくことになる（相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター等）。

また、地域の一次相談窓口からの紹介により、当センターにある役割を期待されるケースも少なくないが、発達障害だから発達障害者支援センターにという安易な流れがあるため、スムーズな役割分担ができていない例も多いのが現状である。
関係する機関が就労支援に対するプロセスを共有した上で、それぞれの機関の強みを知ることがスムーズな連携になるため、ケースを通じて情報共有する機会を設けている。

それらを踏まえた上で、就労相談・アセスメントを当センターが行い、準備支援から実習等に至るプロセスを地域の支援機関や障害者就業・生活支援センターに担ってもらうことが多い。

②-2　地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなんですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなんですか。

（連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点）
・ 関係する機関が多ければ多いほど、方向性がまとまらず機能しない。また発達障害関連でいえば、障害特性の理解の仕方そのものに隔たりがあるため、支援の重点ポイントがずれてしまっている（センターに紹介される前に、初期対応を間違うことで、支援契約が結びづらい場合が少なくない）。
・ 経済団体、企業とのつながりを構築すること

（連携・ネットワークの維持・強化のための課題（阻害要因））
・ 自立支援協議会が地域の課題を解決する場になりきれていないこと。
・ 就労支援分野と障害福祉・相談支援分野の温度差の解消をどうするか。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

福祉サービスの支給決定の際、医師等の意見書が重要になるが、福祉サービスを同時に実施している医療機関が自分のサービスに引き入れる事例が少なくないため、そのような動きに制限をかけていくことが必要ではないか（新法では市町村や相談支援専門員によるサービス利用計画の策定が検討されているが、就労支援に精通した機関とは限らない場合、適切な計画となるか定かでない）。

相談支援事業所や自立支援協議会の制度的な裏付けと機能強化が必要になるが、現状の体制ではきびしいかもしれないが、障害者就業・生活支援センターの役割についても整理していくことが求められるのではないか。

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

多くの場合、障害者就業・生活支援センターがネットワークの核となっていると思われるが、頑張る地域ほど、支援対象者の増大と支援体制のアンバランス差が大きくなり、パンク状態になっていると思われる。地域の就労支援機関（ジョブコーチ制度の強化と柔軟な運用等）の体制強化と並行して検討していく必要があるのではないか。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

企業内の一般従業員への啓発等を更に進めていただき、社内の支援体制を構築していただくことを期待している。企業を対象にした研修を充実させていく必要があるため、そのような機会を行政がバックアップする必要があるのではないか。

以上、ご協力ありがとうございました。

資料１－５

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名　特別支援学校

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

① 特別支援学校高等部在籍者数が年々増大しており、就業体験先及び雇用企業の拡大が必要である。

② 産業構造の変化や社会情勢にあわせた職業教育の学習内容の改善が必要。また、小学校段階・中学校段階からの就労意欲の形成に向けたキャリア教育の充実が必要。

③ 上記２点の課題を解決するために、教員の専門性の向上が必要であり、人材育成としての研修機会が必要。

④ 個別の教育支援計画を作成・活用し、卒業後の就労定着を図るためにも、就労支援機関（ハローワーク、地域障害者職業センター、就業・生活支援センター、就労支援センター等）や生活支援機関（市町村福祉課、生活支援センター等）医療機関とのケース検討を含めた連携が、在学中から必要。

（他の就労支援機関の課題）

① 区市に設置されている就労支援センター（都単独事業）の登録者数が年々増加し、職員不足の状況になってきている。また、職員の定着及び研修が課題となっている。

② ハローワークは、平成 18 年の連携通達の成果もあり、特別支援学校との連携が年々活発になってきている。職業安定担当者会議に加え、ハローワーク職員による定期的な学校訪問と相談機会があり、企業等への同行支援、保護者や生徒への職業講話等、求職登録以外の手厚い支援が行われている。こうした変化を学校関係者がしっかりと認識することが必要。

③ 地域障害者職業センターとは、特別支援学校において比較的支援が困難なケースについて職業評価・職業相談を受けていただいており、学校との定期的な会議も設定されている。最近は、精神障害者及び発達障害者への支援が増加し、

こうした連携へとつながってきた。今後は、高等学校に在籍する障害者への職業相談・職業評価のニーズが増えると思われる。

（上記以外の課題）

① 地域の市には就労支援センター（都単独事業）が設置されているが、町村部にはまだ設置されていないため、地域障害者職業センターが支援をしている状況がある。都では、障害保健福祉圏域がないため、こうした自治体による地域差が出ていることが課題である。

② 生徒・保護者への生活上の支援を必要とするケースもあり、就労定着に向けた生活支援機関、医療機関との個別の支援会議や成人期の消費者被害等から身を守る生涯学習の機会の保障も必要である。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

① 身体障害・知的障害のある生徒・保護者については、障害者手帳の取得も含め、福祉サービスの利用をしてきているが、早期からの療育や教育により、ＡＤＬの確立や適切なコミュニケーションの方法を身につけることで、就労の可能性が広がることが期待できる。

② 肢体不自由の障害のある生徒の場合、職場での日常生活動作（食事・排泄等）を介助する制度やヘルパー利用ができると、就職の可能性が広がるが、現状では利用ができない。

③ 一方、発達障害を併せ持つ生徒・保護者については、医療とのつながりが薄く、適切な対人関係を構築できないまま高等部に進学している状況が見られる。家族への支援も含めた、早い段階からの専門家による相談支援が必要である。

②-1　①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

① 在籍生徒の増加に伴う就業体験先や雇用企業の確保及び福祉就労先の情報共有のため、広域の特別支援学校の学校間連携（教育委員会都立学校教育部就労支援事業企業開拓部会による地域の複数の学校が所属するブロックの進路情報交換会：教育委員会が依頼した企業の就労支援アドバイザーと連携、校長会及び教育委員会の認定団体としての進路指導担当者の研究会：地域障害者職業センターと連携）を構築している。

② 本校生徒のインターンシップに協力していただいている事業所との定期的な協議会を開催している。（約３０社、年３回程度）
③ 就労支援機関では、管轄ハローワークとは職業安定担当者会議を含め月に１回～２回、地域職業センター、就労支援センター、就業・生活支援センター、東京ジョブコーチ等とは定期的に連絡会を持ち、２・３年生との面談、現場実習への同行支援、関係者との支援会議に協力していただいている。（会議は年１～２回程度）
④ 学校所在地（通学区域）の自治体の障害福祉課及び福祉施設との連絡会（年３回程度）、及び保護者を交えた懇談会（年１回程度）を開催している。

②-2　地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなんですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなんですか。

（連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点）
① お互いの機関及び利用者・在校生・保護者にとってメリットがあることを共有するまでの話し合いや相互の訪問。
② 会議等における個人情報の扱いについて。
③ 立ち上げ当初の会議の日程調整。

（連携・ネットワークの維持・強化のための課題（阻害要因））
① 連携することによる各機関の効率化や当事者への有効な支援が見えること、また、それを共有できること。具体的には、ケース検討や担当者への成果のフィードバックが大切。
② 障害保健福祉圏域の設定とお互いの機関の担当者の出張のしやすさ。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

① 相互に機関間での訪問・見学が、まず大切。お互いの長所や得意分野を共通理解したい。
② 個別のケース事例から、機関同士の連携を始めたい。好事例を積み上げる中から、機関間連携が定着する。
③ 地域の就労支援の専門家による研修機会の設定や、先進地域の見学等による研修を実施し、人材育成を行う。

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

① 就労困難なケース事例を検討し、関係機関で役割分担を進めつつ、解決の方策を共有していく。
② 本人に加え、家族への就労及び生活上の支援が必要な場合について、新たな機関を加えられるような素地を地域に形成したい。
③ 本人・保護者からの委託を受けて、生育暦や教育暦、就労経過等の個人情報を管理する自治体のセンターまたは機関ができると、連携はより充実すると思われる。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

障害者雇用促進法の改正で、障害のある人の希望等に合わせて、短時間労働も含め多様な雇用形態になってきている。その上で、以下の点についてお願いをしたい。

① 雇用した卒業生について、個別の支援計画を活用しながら、関係機関の協力を得て、キャリアアップ、人材育成を図ってほしい。
② 就労生活の安定を考え、アパート等の利用者への家賃補助、社員寮の活用等も検討してほしい。

以上、ご協力ありがとうございました。

資料１－６

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名　地域障害者職業センター

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

①-1　貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

・地域センターは、精神障害者や発達障害者等の就職困難者の支援を重点的に実施しており、既に利用者の 52%(H22 年度)が精神障害者、発達障害者等となっていることから、今以上に福祉施設の障害者や特別支援学校既卒者へきめ細かな対応をするためには、支援体制が十分ではない。

・地域の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションを実施できるよう、就業支援担当者を対象にした就業支援基礎研修（H21、22 年度の２年間で 2,891 機関が受講。）を開催しているが、具体的な職リハに関する個別の技術的事項についての技術的な助言や協同支援等は一部の関係機関への実施に留まっていることから、今後も積極的な助言・援助を実施し、地域の支援力を高める取組みが必要である。(H22 年度：技術的な助言 1,543 機関、協同支援 582 機関)

・就職後の職場定着支援については、うつ病等により休職中の者の職場復帰支援（リワーク支援）を推進しているところであるが、就職後の長期に渡るフォローアップ、それに関する事業主のニーズ把握等が十分実施されているとは言えない状況であり、就職に至るまでの支援のウエイトが高い。

（他の就労支援機関の課題）

・就労支援機関によって対応できる支援の内容やスキルの幅に違いがあり、特に、精神障害者、発達障害者の受け皿が少ない。

・機関自らが対応できない場合に、課題等の分析が十分されないまま他機関への支援につなげることがある。また、福祉施設等に職リハの視点で把握されている情報は殆どないことから、実際の支援時には計画性や見通しについて精度の低い状況の中、対症療法的な対応になる可能性がある。

・組織、人員体制（担当職員が少ない、頻繁に異動等）に課題を持つ機関が多い。

（上記以外の課題）

・特別支援学校生徒や福祉施設利用者及び保護者を対象とした就職ガイダンスを実

施しているが、その際保護者の就職への不安や消極的な姿勢等が窺え、そうした保護者の考え方が進路の検討に当たって大きく影響している。そのため、本人が就業年齢に達する以前の早期段階から将来の職業生活を見据えた家族への情報提供等が必要。

①-2　①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

・現状では精神障害、発達障害を含む全ての障害に対応できる機関が地域障害者職業センター以外に数少ない。このため福祉施設の障害者や特別支援学校既卒者という括りで検討するよりも、支援の受け皿の少ない障害に対する支援体制等をどのように整備していくかという観点が必要。

②-1　①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

・助言・援助業務を通じて福祉、医療機関等の職リハ支援への参画を促進するとともに、第１号職場適応援助者の設置、設置人数の増員を就労支援機関等に働きかけ、支援の裾野を広げる取組みを行っている。
・地域の支援機関では対応困難な方を重点的に受け入れている。
・障害者就業・生活支援センターを中心に福祉圏域でのネットワーク形成が進められているが、各機関の障害者支援の考え方、背景、力量等が異なることから、一定の機能を果たすまで時間を要する場合がある。このような支援機関に対し、研修、実習、協同支援の実施等により技術的事項についての援助等を行っている。

②-2　地域の就労支援機関と連携･ネットワークを構築するに当たって苦労した点はなんですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題（阻害要因）はなんですか。

（連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点）
・ネットワークを構成する各機関の歴史、風土、機能、障害者雇用に対する考え方等の相違を整理し、相互の存在意義を認識し合い、共通の理念を構築することに苦心している。
・新たな支援技術や方法、最新の情報等の共有。
・相互の機能をより有機的・有効的に活用するための信頼関係の構築。
（連携・ネットワークの維持・強化のための課題（阻害要因））
・職リハ分野のネットワークは、これまで人的ネットワークを主として成立してきた過程があるため、障害者雇用に関する個人の想いや考えに左右されがちである。また、自己完結型の就労支援が一部の支援機関で見られている。

・明確な機能分化による多様な機関の情報とそれを利用者に適切に提供するとともに、それぞれの期間の利用や、機関の提供しているサービス効果を検証し、指導、助言するコーディネート機関が必要。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1　就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

・現状では連携・ネットワークがインフォーマルな集まりになっており、自助努力に依るところが大きい。そのため、ネットワーク構築・運営のための公的な仕組みを設け、障害保健福祉圏域においてネットワーク構築を中心となって推進する機関を明示することが必要。
・当該機関がネットワーク構築のプランと行動を一つの業務として担当することができるよう、地域障害者職業センターが職業リハビリテーションの技術的な助言・援助を実施する。
・構成機関は、ネットワークの運営計画、方針、目標等を相互に共有する。

③-2　すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

・利用者にとって一見多彩なサービスメニューがあるように見えながら、類似や相似でありがちな機関相互の業務・事業については整理し利用者の選択を容易にする。
・機関の特性・特徴の明確化及び専門化を行う。
・上記３－１の推進機関にネットワークを維持する活動を業務として位置づける。
・ネットワークとして新たな方策や取組の研究・検討を実施し、政策に提言する。

④　就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

・企業側の理念・視点からの情報発信や意見、障害者雇用における成功・失敗事例の要因分析等は、次なる取組において精度の高い支援を行うための情報になるとともに、社会に対する説得力のある啓発となる。
・就労支援機関にとっては、企業も障害者雇用における支援対象であることから、ネットワークでの関わりを通じて具体的な支援ニーズや要望等を把握し、情報共有することも効果的である。

以上、ご協力ありがとうございました。

資料１　地域障害者職業センター利用者の推移

精神障害者、発達障害者等のその他の障害者は年々増加(平成22年度の利用者数は、平成17年度の２．１倍)。

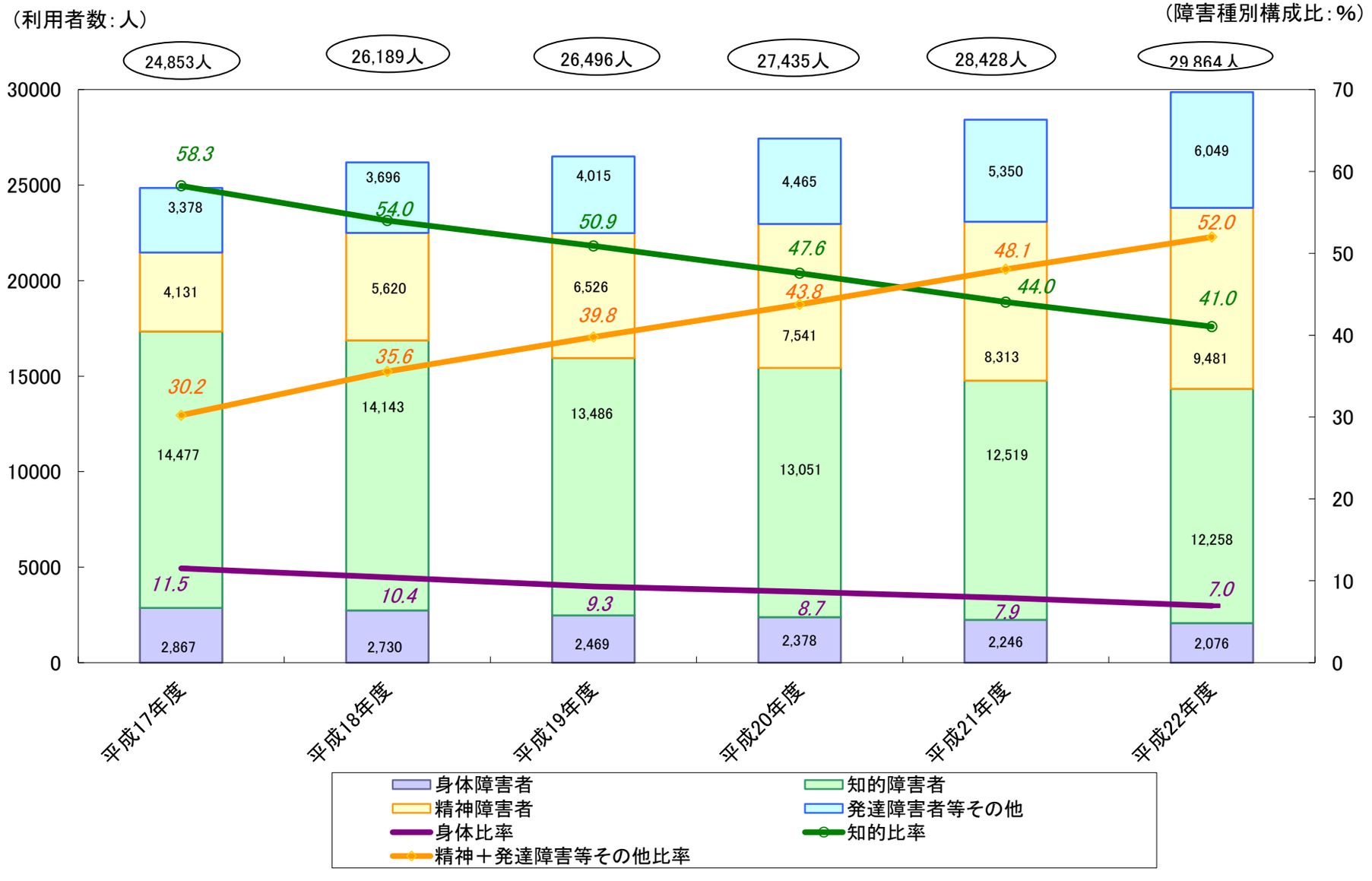

資料２　地域障害者職業センターの利用事業所数の推移

利用事業所数は増加傾向にあり、平成22年度は平成21年度に引き続き15，000所を超え、過去最高を更新。

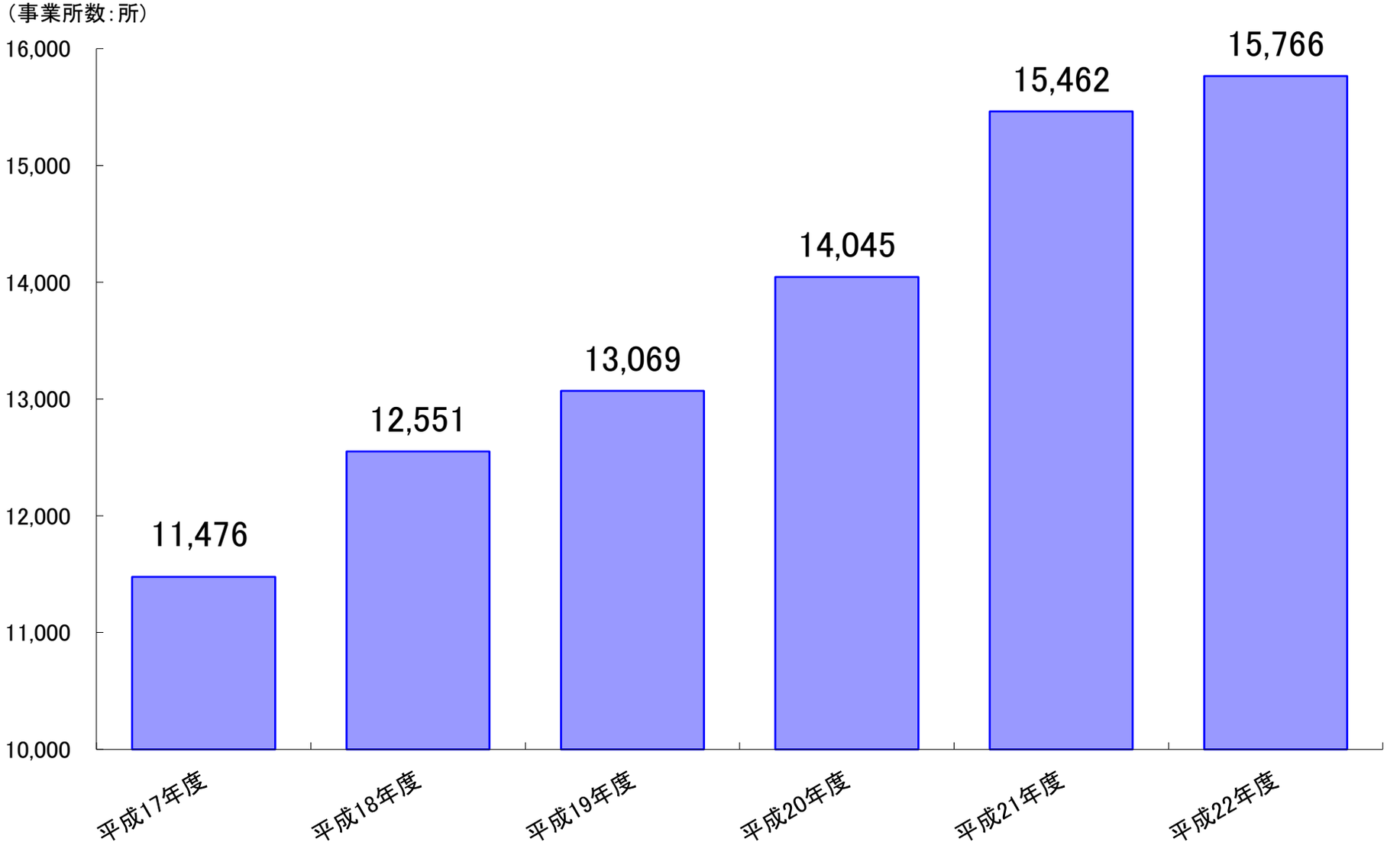

資料３　地域の関係機関に対する助言・援助の推移

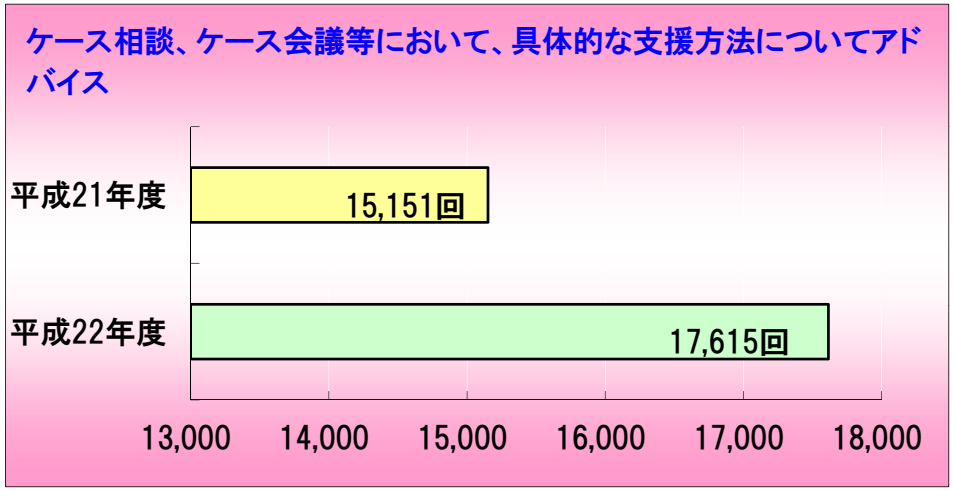

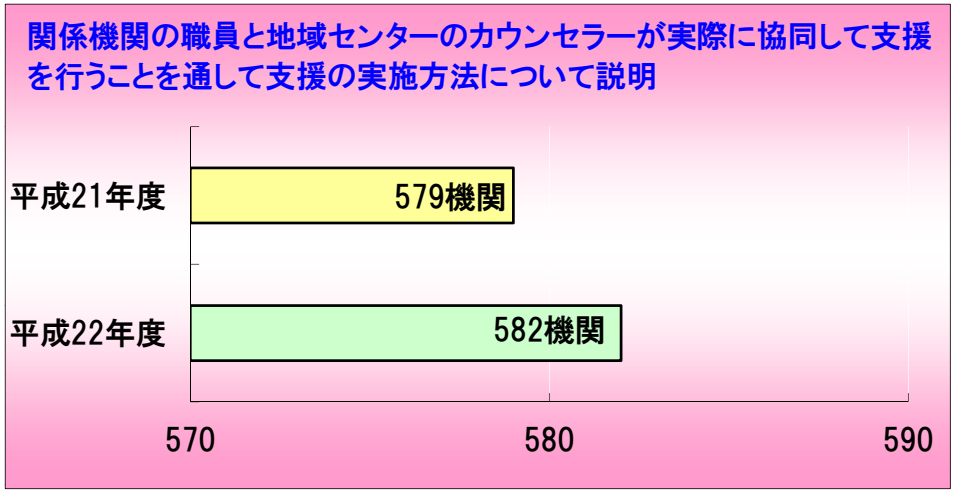

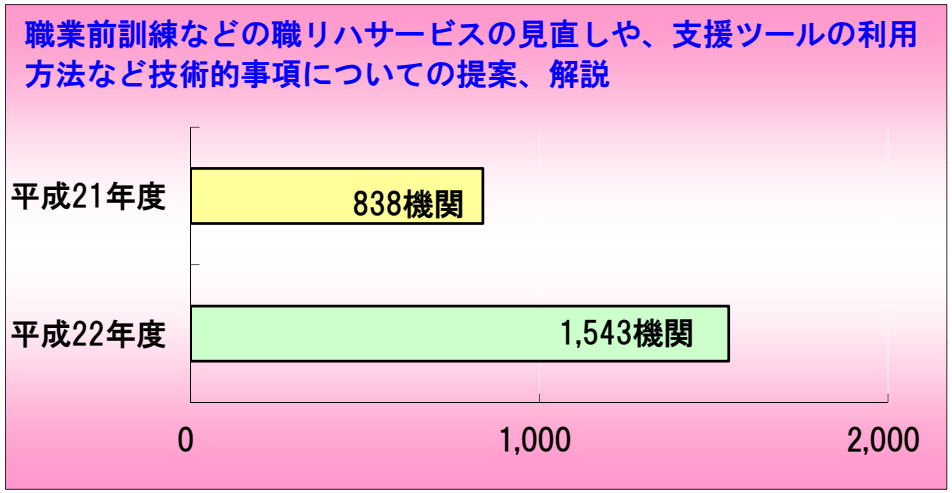

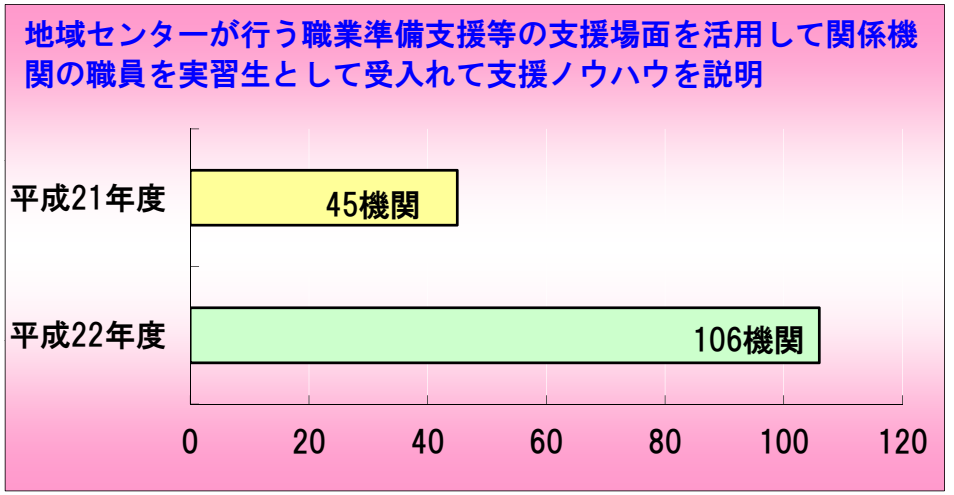

資料２－１

障害者に対する就労支援の推進

～平成２４年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平 成 ２ ３ 年 １ ２ 月

厚　　生　　労　　働　　省
職業安定局　障害者雇用対策課
職業能力開発局　能力開発課

施策の概要

平成22年度における障害者雇用に関する状況を見ると、引き続きハローワークの新規求職件数、就職件数ともに過去最高となる等障害者の就労意欲の高まりが見られる。とりわけ精神障害者や発達障害者、難病者などについては、平成17年度からの６年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

障害者の雇用者数も、平成 15 年以降、８年連続で過去最高を更新している一方で、平成 23 年の実雇用率が 1.65%と法定雇用率は未達成であり、また、法定雇用率を満たす企業の割合も全体の 45.3%と半数以下である等、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。

また、平成 23 年３月に発生した東日本大震災への対応として、被災地における障害者雇用対策の拡充を図るため、平成 23 年度第３次補正予算において、①被災地の障害者に係る実習型雇用終了後の正規雇用奨励金の拡充、②障害者就業・生活支援センターの就業支援体制の充実、③地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実を実施している。

平成24年度においては、上記の状況を踏まえ引き続き震災対応を進めるとともに、

① 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化
② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
③ 障害者の職業能力開発支援の推進

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成24年度予定額　21,890（ 21,805）百万円

※括弧書きは前年度予算額

Ⅰ　雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

１　ハローワークと地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進によるマッチング機能の向上及び厳正な雇用率達成指導

［予定額　655（ 650）百万円］

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の推進や中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の実施によりハローワークのマッチング機能の向上を図る。

２　雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

［予定額　　4,351（　4,267）百万円］

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成23年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充及び機能強化を図る。

（設置箇所数　３２２センター　→　３２７センター）

３　障害者試行雇用事業の推進

［予定額　　883（　864）百万円］

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数　９，０００人　→　９，２００人）

Ⅱ　障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

１　障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

［予定額　　2,344（　2,340）百万円］

（１）ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

［予定額　　600（ 593）百万円］

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を行う。

（２）精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金等の活用

［予定額　　761（ 761）百万円］

カウンセリング体制の整備や業務遂行上の支援を行う者の配置等精神障害者等が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金等の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。

（３）発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

［予定額　　367（　362）百万円］

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

（４）難治性疾患患者雇用開発助成金

［予定額　　145（　145）百万円］

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

２　チャレンジ雇用の推進

［予定額　　577（　562）百万円］

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、１～３年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

３　在宅就業支援団体活性化事業（新規）

［予定額　　21（　　0）百万円］

在宅就業障害者に対し、受注拡大等への取組や障害者への職業講習等を積極的に実施する団体を募集し、そのうち支援効果が高いと見込まれる取組を行う団体を選定し、これらに要した費用の一部を助成する。

Ⅲ　障害者の職業能力開発支援の推進

１　民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

［予定額　　1,503（　1,595）百万円］

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業

能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、就業経験がない人等を対象とした「障害者向けデュアルシステム」で、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ（仮称）」を配置するなど、委託訓練の充実を図る。

２　地域における職業能力開発推進基盤の強化

［予定額　　132（　132）百万円］

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

３　公共職業能力開発施設における障害特性やニーズに応じた職業訓練の推進

［予定額　　3,828（　3,902）百万円］

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施する。

Ⅳ　障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

１　障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

［予定額　　11（　　4）百万円］

障害者権利条約の批准に対応するため、障がい者制度改革推進会議における議論を踏まえつつ、労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等について、引き続き所要の検討を行う。

資料２－２

平成２４年度
障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額

（23 年度予算額）　（24 年度予算額）　（対前年度増減額、伸率）

１兆１，８１５億円　→　１兆３，０４５億円（＋１，２３０億円、＋１０．４％）

◆障害福祉サービス関係費（自立支援給付＋地域生活支援事業）

（23 年度予算額）　（24 年度予算額）　（対前年度増減額、伸率）

６，７８７億円　→　７，８８４億円（＋１，０９７億円、＋１６．２％）

【主な施策】

（対前年度予算増▲減額）

■ 良質な障害福祉サービス等の確保	７，８８４億円（＋ 1,097 億円）
・障害福祉サービス	７，４３４億円（＋ 1,092 億円）
・地域生活支援事業【一部重点化】	４５０億円（＋　５億円）
■ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	２，０５７億円（＋　６６億円）
■ 障害福祉サービス提供体制の整備【一部重点化】【一部復旧・復興枠】（※このうち、内閣府に一括交付金として 11.3 億円計上。）	１１７億円（＋　９億円）
■ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	４．２億円（＋０．１億円）
■ 障害者スポーツに対する総合的な取り組み	８．５億円（＋３．４億円）
■ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（新規）	２２億円
■ 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業	７．９億円（＋０．９億円）
■ 精神科救急医療体制の整備	２０億円（＋　２億円）
■ 災害時心のケア支援体制の整備（新規）	１．１億円
■ 発達障害者等支援施策の推進【一部復旧・復興枠】	８．７億円（＋０．９億円）
■ 復興特別会計の主な施策【復旧・復興枠】	７５億円

厚生労働省　障害保健福祉部

障害があっても当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

また、平成２２年１２月１０日に公布された障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法について、平成２４年４月の施行に適切に対応するとともに、平成２３年８月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進する。

１　障害保健福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進　　１兆2，７５６億円（１兆1，５４３億円）

○　障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

（１）良質な障害福祉サービス等の確保（一部新規）　　７，４３４億円

障害者等が地域で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを計画的に確保する。

また、平成２４年４月に＋２．０％の障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上等を推進する。

（参考）【平成 23 年度第４次補正予算案】
○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長（24 年度末）　１１５億円
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成 24 年度までの期間延長を行い、事業所運営の安定化、設備等の基盤整備、自治体における給付費支払システムの改修等を実施する。

障害者自立支援対策臨時特例基金（１１５億円）

１．事業目的
平成２４年度から新体系移行が完全実施されるが、新体系移行後の利用者やサービス提供事業者への支援や、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法の円滑施行のための支援を行う。（平成２５年３月31 日まで延長）

２．事業内容
① 新体系定着支援事業　５０億円（補助率：１／２）
新体系移行後の事業運営を安定化（９割保障）させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援。
② 障害者自立支援基盤整備事業　３７億円（補助率：定額）
賃貸物件をグループホーム等に改修するための経費や就労支援事業所等の設備に係る経費を助成し、障害福祉サービスの基盤を整備促進。
③ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業　１０億円（補助率：定額）
障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法の施行に伴い、自治体における給付費支払システムの改修等を行う。
④ 相談支援体制の充実・強化事業その他　１８億円（補助率：定額）
相談支援体制の充実の強化事業、地域移行の推進に資する事業など

（参考）**【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】**　　１６百万円
東京電力福島第一原発事故により設定された警戒区域等に住所を有する利用者について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

（2）地域生活支援事業の着実な実施（一部新規）【一部重点化】　　４５０億円

移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。

また、障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。

（3）障害者への良質かつ適切な医療の提供　　２，０５７億円

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担の在り方については、引き続き検討する。

（4）障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備（一部新規）【一部重点化】【一部復旧・復興】　　１１７億円

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

また、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所（通所）の耐震化を図る。

なお、これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成２４年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応する。

（１１．３億円）

※　大規模修繕等：既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

（参考）【平成 23 年度第４次補正予算案】

○社会福祉施設整備等の追加財政措置　　３０億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

（5）特別児童扶養手当、特別障害者手当等　　１，５１１億円

特別児童扶養手当（１，１２４億円）、特別障害者手当等（３８７億円）。

手当額についてはこれまで年金と連動して同じスライド措置が採られており、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。

（平成 24 年度から 26 年度の３年間で解消し、平成 24 年 10 月から 0.6%引下げ）

（6）障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進　　４．２億円

①　障害者虐待防止対策支援事業の推進（一部新規）　　４．２億円

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に向けて、都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、新たに、障害者虐待防止法における通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

②　障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進　　４百万円

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

（7）障害程度区分の調査・検証（新規）　　１億円

実態に即した公平・透明な支給決定が行われるよう、障害程度区分に関する調査・検証を行う。

（8）自治体等における専門的人材養成の支援（一部再掲）　　５０百万円

総合福祉部会の骨格提言を踏まえ、自治体等における相談支援や権利擁護に必要な人材確保のため、必要な研修等の支援を行う。

（9）重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（新規）　　２２億円

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。（障害者自立支援対策臨時特例交付金の基金事業であったものを新たに補助金化するもの。）

○　地域における障害児への支援体制の強化

（１）障害児の発達を支援するための給付費等の確保（一部新規）　　５６６億円

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る経費を確保する。

（２）重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施（新規）　　２４百万円

重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズ等を踏まえた効果的なサービス利用や関係機関等との連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。（５か所）

○　障害者の自立及び社会参加の支援等

（１）障害者の社会参加の促進　　２７億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ＩＴを活用した情報バリアフリーの促進、芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

① 手話通訳技術向上等研修事業の充実　　３２百万円

手話通訳士や手話通訳者等の技術向上や指導者の養成を図るための研修を行い、聴覚障害者等の社会参加の促進を図る。（現任研修の実施箇所数の増：全国４ブロック→全国８ブロック）

② 手話研究・普及等事業の充実　　１２百万円

聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。（新しい手話の造語及びその普及を行う研究委員会の設置箇所数の増：全国３ブロック→全国８ブロック）

③ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施　　１４百万円

平成２２年度及び平成２３年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施してマニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について検討を行う。

④ 災害時リーダー養成研修・実践的救援訓練事業の実施（新規）　　１百万円

国際障害者交流センター（大阪府堺市）において、災害時における視聴覚障害者の障害の特性に応じた対応方法を熟知したリーダーの養成を行う。（年２回実施）

（2）障害者スポーツに対する総合的な取組　　８．５億円

平成２３年６月に成立したスポーツ基本法を踏まえ、ロンドンパラリンピック等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進することにより、障害者スポーツの振興を図る。

① 選手強化事業の充実　　５．７億円

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック（※））においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施する。

※デフリンピック：聴覚障害者のオリンピック（Deaflympics）。

② 世界大会への日本選手団の派遣　　１．３億円

４年に１回開催される障害者スポーツの世界大会（ロンドンパラリンピック及びスペシャルオリンピックス冬季世界大会（韓国・平昌（ピョンチャン））に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。

③ 障害者スポーツ指導者の養成（新規）　　３４百万円

地域における障害のある人々のスポーツ活動を支えるとともに、障害者スポーツの競技力向上のため、「障害者スポーツ指導員」、「障害者スポーツコーチ」、「障害者スポーツ医」、「障害者スポーツトレーナー」の養成及び資質の向上のための現任研修を行う。

④ 障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業（新規）　　１７百万円

障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。

○　業務管理体制の整備等

（１）業務管理体制データ管理システムの整備　　９９百万円

平成２４年４月からの障害福祉サービス事業者等の新たな業務管理体制の整備について、監督権者の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者等の情報を共有化するシステムの構築等を行う。

（２）業務管理指導監督研修会等の実施　　４百万円

障害福祉サービス事業者に対する、都道府県及び市町村の指導監督が適切に行われるよう、都道府県・市町村において指導監督業務に従事する職員に対し、監査の実施内容、法令順守に関する指導方法等についての研修を実施する。

２　地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進
２７３億円（２４５億円）

（１）地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備
７．９億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している重症の患者などへ、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。（２５か所→２８か所（定額補助））

（２）精神科救急医療体制の整備　　２０億円

各都道府県において、精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう、精神科救急医療施設における空床を確保する等、精神科救急医療体制の整備を推進するとともに、平成２２年の精神保健福祉法の一部改正により、都道府県に法律上位置付けられた精神科救急医療体制整備の努力義務の下で、近年増加している自殺未遂者や身体疾患を合併する精神疾患患者にも対応できる精神科救急医療体制のさらなる充実・強化を図る。

（3）精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進（一部新規）　　3．3億円

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行うことにより、精神障害者の退院促進及び地域定着に向けた事業を実施する。

また、退院のために特に支援が必要な高齢長期入院患者に対しては、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施し、地域移行を目指す取り組みを新たに実施する。

（4）認知行動療法の普及の推進　　98百万円

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

（5）認知症医療体制の整備　　3．6億円

地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供、介護との連携等を行うほか、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の整備等を推進する。

（6）災害時心のケア支援体制の整備（一部新規）　　1．1億円

自然災害の被災者、犯罪、交通事故等の被害者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）、トラウマ対策として、都道府県等における日常的な相談体制の強化、及び事故等発生の緊急対応体制の整備を図る。

また、大規模自然災害発生時の被災地に対する精神医療・心のケアに係る、応急的・継続的な支援体制の強化を図る。

（参考）【平成23年度第3次補正予算】
○被災者の心のケア　　28億円
被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金を積み増し（被災3県）し、被災者の支援や心のケアを行うための拠点整備を図るための事業等に対して財政支援を行う。

○　心神喪失者等医療観察法関係

（7）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進（一部新規）　２３５億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の専門家により医療体制等について技術的助言を行うことにより、医療の向上を図る。

３　発達障害者等支援施策の推進　８．７億円（７．８億円）

（１） 発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成等（一部新規）　３．５億円

①支援手法の開発、人材の育成　２．７億円

発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、発達障害者の就労支援に関する支援手法の充実を図るとともに、家族短期入所及び訪問支援等を通じた発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発や、発達障害者支援に携わる人に対する研修を行う。

②発達障害に関する理解の促進　７１百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(4 月 2 日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

（２）発達障害者の地域支援体制の確立　２億円

都道府県等に置かれている発達障害者支援センターで、発達障害のある人やその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

また、都道府県等で、ペアレントメンター（※１）の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール（※２）の導入を促進する研修会の実施等を行う。

※1　ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2　アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

（3）発達障害の早期支援　　2．7億円

市町村で発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う（66 市町村→113 市町村）。

（参考）【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】
○発達障害者への災害時支援（新規）【復旧・復興】　　４５百万円
発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

４　障害者に対する就労支援の推進　　１５億円（１５億円）

（1）　「工賃向上計画」の着実な推進　　4億円

工賃向上計画については、各都道府県におけるこれまでの「工賃倍増5か年計画」による取組を踏まえて見直しを行い、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする新たな「工賃向上計画の策定（3年間）」を支援することで、就労継続支援Ｂ型事業所（一般企業等での就労が困難な障害者への就労を支援（雇用契約によらない）する事業所）における安定的・継続的な作業を確保するなど、工賃引き上げに向けた取組を支援する。

【国 1/2、都道府県 1/2】

- 経営力育成・強化
  工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る。
- 技術向上
  専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う。

【定額（10/10 相当）】

- 共同化推進
  共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る。

（2）障害者就業・生活支援センター事業の推進（一部新規）　　１１億円

①センター設置による就労支援の強化推進　（322 箇所→327 箇所）

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。

②就労系サービスの利用に関するモデル事業の推進（新規）

平成24年４月からのサービス利用計画対象者の拡大に伴い、就労系の障害福祉サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成に資する、アセスメントの実施及び評価などをモデル的に実施する（10箇所）。

５　自殺・うつ病対策の推進　　１２億円（１３億円）

（１）地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問による支援）体制の整備（再掲）　　７．９億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している重症の患者などへ、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。（２５か所→２８か所（定額補助））

（２）認知行動療法の普及の推進（再掲）　　９８百万円

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

（３）地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進　　３．２億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」において、専門相談を実施するほか、関係機関のネットワーク化等によるうつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を進めることにより自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。

さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

① 自殺対策に取組む民間団体への支援　　１．３億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

② 地域における薬物等の依存症対策の推進（一部新規）　　５３百万円

地域における薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施するとともに、新たに依存症家族に対する相談支援を専門に行う「家族支援員」を本事業を実施する自治体の精神保健福祉センターに配置する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者に加え、依存症家族に対しての研修を行う。

（４）自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成　　４０百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方へのうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行い、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

６　復興特別会計の主な施策　　７５億円

（１）災害時の障害福祉サービス提供体制の整備（新規）【復旧・復興：再掲】　４５億円

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所等（通所）の耐震化を図る。

（２）発達障害者への災害時支援（新規）【復旧・復興：再掲】　４５百万円
【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

（３）障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置【復旧・復興：再掲】
【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】　１６百万円

東京電力福島第一原発事故により設定された警戒区域等に住所を有する利用者について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

（参考１）【平成 23 年度第３次補正予算】
○障害福祉サービスの再構築　１５億円
被災地の障害福祉サービス事業所が引き続き安定したサービスの提供を行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を積み増し（被災３県）し、障害者就労支援事業所等に対する支援や居宅介護事業所等の事業再開のための施設整備等の事業に対して財政支援を行う。

（参考２）【平成 23 年度第４次補正予算案】
＜被災施設の災害復旧＞
○社会福祉施設等災害復旧費補助金の積み増し　８８百万円
長野中部地震、新潟・福島豪雨、台風１２号及び台風１５号により被災した障害福祉サービス事業所の復旧に要する経費の一部に対して財政支援を行う。

平成２３年度補正予算（第３号・第４号）
主な障害保健福祉部予算（案）の概要

◆補正予算額（第３号）

１　被災者の心のケア　　２８．３億円

被災地に長期間滞在し、心のケアに当たる専門人材の確保と、自宅及び仮設住宅を訪問支援する等の活動を行うことを目的とし、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等により事業を実施する。

（実施期間：平成２３～２４年度）

２　被災地障害福祉サービス基盤整備事業　　１５億円

被災地の障害福祉サービス事業所の復興を支援し、安定したサービスの提供を行うことができるよう、復興支援拠点を整備し、以下の事業に対して財政支援を行う。

- 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
- 障害者自立支援法等の新体系サービスへの移行
- 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供
- 居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備　　など

（これらの事業は、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し、平成２５年３月まで。）

◆補正予算額（第４号）

１　障害福祉サービス事業所の運営安定化等　　１１５億円

（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長）

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成24年度までの期間延長を行い、事業所運営の安定化、設備等の基盤整備、自治体における給付費支払システムの改修等を実施する。

２　障害福祉サービス提供体制の整備　　３０億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

３　被災施設の災害復旧　　２．６億円

台風等（台風１２号、１５号、新潟福島豪雨、奄美地方豪雨、長野県中部地震）の被害を受けた社会福祉施設や（独）のぞみの園の災害復旧にかかる施設整備等に対する所要の追加財政措置を行う。

４　障害者自立支援給付支払システムの改修　　７．２億円

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法の平成２４年４月１日施行分に係るシステム改修が、当初の予定より大規模な改修が必要となったため、障害者自立支援給付支払システム事業費に対する所要の追加財政措置を行う。

参考資料

就労支援機関に関するデータ

○就労系障害福祉サービス及び就労移行支援事業の実績の推移

	就労系障害福祉サービス（旧授産施設等を含む）							
	事業所数		利用者数		一般就労への移行者数		一般就労への移行率	
		うち就労移行支援事業		うち就労移行支援事業		うち就労移行支援事業		うち就労移行支援事業
１２年	1,980	―	72,618人	―	1,009人	―	1.4%	―
１５年	3,022	―	97,926人	―	1,288人	―	1.3%	―
１８年	3,941	―	123,702人	―	2,460人	―	2.0%	―
１９年	5,219	603	136,712人	6,848人	―（注）	―（注）	―（注）	―（注）
２０年	5,543	867	138,837人	11,123人	3,000人	1,111人	2.2%	10.0%
２１年	6,437	1,250	147,550人	14,920人	3,293人	1,801人	2.2%	12.1%
２２年	6,903	1,371	152,837人	15,520人	4,403人	2,544人	2.9%	16.4%

（注）平成１９年は、新体系事業所から一般就労への移行者数を調査していない

【資料出所】厚生労働省「社会福祉施設等調査」より算出

○障害者就業・生活支援センターにおける障害種別登録者数の推移

	設置箇所数	登録者総数(注)		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
18 年度	110	22,339	100.0%	4,002	17.9%	12,885	57.7%	4,654	20.8%	798	3.6%
19 年度	135	30,943	100.0%	5,488	17.7%	17,359	56.1%	6,796	22.0%	1,300	4.2%
20 年度	206	46,492	100.0%	7,670	16.5%	25,476	54.8%	11,037	23.7%	2,309	5.0%
21 年度	247	61,981	100.0%	10,052	16.2%	33,104	53.4%	15,622	25.2%	3,203	5.2%
22 年度	272	78,063	100.0%	12,161	15.6%	40,846	52.3%	21,007	26.9%	4,049	5.2%

（注）各年度末時点における登録者数（実人員）

【資料出所】障害者雇用対策課地域就労支援室調べ

○発達障害者支援センターの実績の推移

	設置箇所数	①相談支援	②発達支援	③就労支援
18 年度	53	24,100 人	5,657 人	992 人
19 年度	61	29,802 人	6,825 人	1,396 人
20 年度	62	35,193 人	7,904 人	2,038 人
21 年度	64	40,421 人	7,223 人	3,437 人
22 年度	64	45,546 人	7,447 人	4,203 人

①相談支援･･･日常生活でのさまざまな相談への対応や、福祉制度やその利用方法、関係機関の紹介等
②発達支援･･･家庭での療育方法についてのアドバイスや発達検査などの実施、支援計画の作成や助言等
③就労支援･･･就労相談、労働関係機関と連携した情報提供、学校や就労先に対する障害特性や就業適性に関する助言等

【資料出所】国立障害者リハビリテーションセンターホームページ（http://www.rehab.go.jp/ddis/相談窓口の情報/発達障害者支援センターにおける支援実績/）より算出

○特別支援学校卒業生の進路状況の推移

	卒業者		進学者		教育訓練機関等		**就職者**		施設・医療機関		その他		（参考）高校新卒者内定率
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	**人数**	**割合**	人数	割合	人数	割合	
18.3 卒	13,853	100.0%	542	3.9%	532	3.8%	**3,148**	**22.7%**	7,769	56.1%	1,862	13.4%	95.8%
19.3 卒	14,284	100.0%	481	3.4%	509	3.6%	**3,304**	**23.1%**	8,256	57.8%	1,734	12.1%	96.7%
20.3 卒	14,417	100.0%	460	3.2%	468	3.2%	**3,506**	**24.3%**	9,110	63.2%	873	6.1%	97.1%
21.3 卒	14,966	100.0%	462	3.1%	441	2.9%	**3,547**	**23.7%**	9,639	64.4%	877	5.9%	95.6%
22.3 卒	16,073	100.0%	476	3.0%	493	3.1%	**3,792**	**23.6%**	10,520	65.5%	792	4.9%	93.9%

【資料出所】文部科学省「学校基本調査」より算出。なお、18.3 卒及び 19.3 卒のデータは、養護学校、聾学校及び盲学校卒業者の実績
（参考）は厚生労働省「高校・中学新卒者の就職内定状況等」における高校新卒者の各年３月末現在の数値を算出